

国立健康危機管理研究機構職員退職手当規程

国立健康危機管理研究機構職員退職手当規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 一般の退職手当（第6条－第14条）
- 第3章 特別の退職手当（第15条－第16条）
- 第4章 退職手当の支給制限等（第17条－第22条）
- 第5章 雑則（第23条－第24条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立健康危機管理研究機構職員就業規則（令和7年規程第5号。以下「職員就業規則」という。）第133条の規定に基づき、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）常時勤務を要する職員（国立健康危機管理研究機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第11条第1項第8号の適用を受ける職員を除く。以下「職員」という。）に対する退職手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程の規定による退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第3条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある

場合には、その人数によって当該退職手当を等分（等分した額に1円未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。）して当該各遺族に支給する。

（遺族からの排除）

第4条 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 職員を故意に死亡させた者
- 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（退職手当の支払）

第5条 この規程の規定による退職手当は、法令その他諸規程等に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この規程の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、退職手当の支給を受けるべき者が、本人の金融機関の預貯金口座への振込みを申し出た場合については、その方法によって支払うことができる。

- 2 前項により支払う退職手当については、法令その他の定めにより控除すべき額があるときはそれを控除した上で支払うものとする。
- 3 次条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第16条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

第2章 一般の退職手当

（退職手当の基本額）

第6条 次の各号に掲げる事由（以下「退職事由」という。）により退職した者に対する退職手当の支給額は、その者の退職事由及び勤続期間に応じた別表第1に掲げる割合を退職日基本給月額等（退職した日においてその者に適用されていた職員給与規程第2条第2項に定める基本給月額、職員給与規程第4条第1項に定める月例給（以下「退職手当の基本額」という。）に、第9条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額（以下「支給額」という。）とする。なお、支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 一 職員就業規則第105条第1項第1号の規定により自己の都合により辞職した場合（定年に達した日以後辞職する場合を除く。以下「自己都合退職」という。）、同規則第89条第4項、同規則第105条第1号から第4号まで又は同条第6号のいずれかの規定により解雇された場合（以下「勤務成績不良等解雇」という。）又は役員就任時に職員としての在職期間の退職手当の支給を希望する場合
- 二 業務外の死亡により退職した場合（以下「業務外死亡退職」という。）又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。

以下同じ。)による傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷又は病気をいう。以下同じ。)により退職した場合

三 業務外による傷病により退職した場合(前号に該当する通勤による傷病により退職した場合を除き、職員就業規則第118条第1項に規定する休職の事由が消滅しない場合の解雇を含む。)

四 職員就業規則第99条第1項の規定により定年退職した場合(同条第4項の規定による期限又は同条第6項の規定により延長した期限の到来により退職した場合及び定年に達した日以後その者の非違によることなく自己の都合により辞職した場合を含む。以下「定年後退職」という。)又は同規則第98条第1号の規定により任期が満了し退職した場合

五 職員就業規則第105条第2号の規定により勧奨を受けて辞職しようとする場合(以下「勧奨退職」という。)

六 第14条の規定により年齢構成の適正化を図ることを目的として行われた退職者の募集に応募して認定を受けて辞職した場合(以下「応募認定退職(年齢構成の適正化を図ることを目的とするもの)」という。)

七 第14条の規定により組織の改廃又は事業場の移転を円滑に実施することを目的として行われた退職者の募集に応募して認定を受けて辞職した場合(以下「応募認定退職(組織の改廃又は事業場の移転に伴うもの)」という。)

八 職員就業規則第108条第5号の規定により解雇された場合(以下「整理解雇」という。)

九 業務上の死亡により退職した場合(以下「業務上死亡退職」という。)又は業務上の傷病により退職した場合(以下「業務上傷病退職」という。)

2 前項第7号、第8号又は第9号に掲げる事由により退職した者のうち、前項の規定に基づき計算した支給額が、次表に掲げるその者の勤続期間に応じた割合をその者の退職日基本給月額等及び退職日における扶養手当(職員給与規程第27条に規定する扶養手当をいう。)の月額並びにこれらに対する地域手当(職員給与規程第60条に規定する地域手当をいう。)及び広域異動手当(職員給与規程第61条に規定する広域異動手当をいう。)の月額の合計額に乗じて得た額(以下「最低保障額」という。)に満たない場合は、前項の規定にかかわらず最低保障額を支給する。

勤続期間	割合
1年未満	2.7
1年以上2年未満	3.6
2年以上3年未満	4.5
3年以上	5.4

(基本給月額等の減額改定以外の理由により基本給月額等が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第7条 退職した者の基礎在職期間(次項第1号に規定する期間に限る。)中に、基本給月額、月例給又は機構以外におけるこれらに相当する給与(以下「基本給月額等」という。)

の減額改定（基本給月額等の改定をする規程が制定され、又はこれに準ずる給与の支給の基準が定められた場合において、当該規程又は給与の支給の基準による改定により当該改定前に受けていた基本給月額等が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の基本給月額等が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の基本給月額等のうち最も多いもの（以下「特定減額前基本給月額等」という。）が、退職日基本給月額等よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前基本給月額等に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額等を基礎として、前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- 二 退職日基本給月額等に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が前条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日基本給月額等に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定減額前基本給月額等に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程の規定により退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたこと又は第11条第1項に規定する国等の職員として退職したことにより国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）に基づく退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び職員就業規則第108条第1項第7号又は第8号の規定による解雇又は同規則第121条第1項により懲戒解雇されたことがある場合における当該退職の日以前の期間を除く。）をいう。

- 一 職員としての引き続いた在職期間
- 二 第11条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国等の職員としての引き続いた在職期間
- 三 第11条第2項に規定する場合における国等の職員としての引き続いた在職期間
- 四 前各号に掲げる期間に準ずるものとして別に定める在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第8条 第6条第1項第5号から第9号に掲げる事由により退職した職員のうち、定年に達する日の6月前までに退職した者であって、次の各号により定めた適用事由ごとの勤続期間及び年齢であるものに対する第6条第1項及び第7条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

- 一 勸奨退職については、勤続期間10年以上であって、定年から10年を減じた年齢以上の年齢

- 二 応募認定退職（年齢構成の適正化を図ることを目的とするもの）については、勤続期間20年以上であって、定年から15年を減じた年齢以上の年齢
- 三 応募認定退職（組織の改廃又は事業場の移転に伴うもの）については、勤続期間20年以上であって、定年から15年を減じた年齢以上の年齢
- 四 整理解雇については、勤続期間20年以上であって、定年から15年を減じた年齢以上の年齢
- 五 業務上死亡退職又業務上傷病退職については、勤続期間20年以上であって、定年から15年を減じた年齢以上の年齢

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項	退職日基本給月額等	退職日基本給月額等及び退職日基本給月額等に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
第7条第1項第1号	及び特定減額前基本給月額等	並びに特定減額前基本給月額等及び特定減額前基本給月額等に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
第7条第1項第2号	退職日基本給月額等に、	退職日基本給月額等及び退職日基本給月額等に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、
第7条第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前基本給月額等に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額等を基礎として、第6条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

2 前項の規定は、任期を定めて採用される職員には適用しない。

（退職手当の調整額）

第9条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第7条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（職員就業規則第114条の規定による休職（業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、同条第8号の規定による休職及び当該休職以外の休職であって職員を当該職員の業務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が機構の能率的な運営に特に資するものとして理事長が認めるものを除き、同規則施行前における国家公務員法（昭

和22年法律第120号)第79条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を政令で定める法人その他の団体の業務に従事させるための休職及び当該休職以外の休職であって職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして政令で定める要件を満たすものを除く。)及び国立国際医療研究センター職員就業規則(以下「旧規則」という。)第90条第1号(業務上の事由によるものを除く。)、第2号、第3号(当該職員の業務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が機構の能率的な運営に特に資するものとして理事長が認めたものを除く。)、第6号及び第7号の規定による休職の期間を含む。次条において「職員就業規則第114条の規定による休職」という。)、同規則第126条の規定による停職(同規則施行前における国家公務員法第82条の規定による停職の期間及び旧規則第103条の規定による停職の期間を含む。次条において「職員就業規則第126条の規定による停職」という。)その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち次の各号に掲げる休職月等の区分に応じた当該各号に定める休職月等を除く。)ごとに当該各月にその者が属していた別表第2の調整額の適用一覧表により第1から第11までに区分した職員の区分(以下「職員の区分」という。)により定められた額のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。この場合において、その者が同一の月に別表第2の調整額の適用一覧表の二以上の職員の区分に該当したときは、その者が当該月において、これらの区分のうち上位の区分に属していたものとする。

一 職員就業規則第30条第1項ただし書の規定により理事長の許可を受けて労働組合の役員として専ら従事することにより現実に職務をとることを要しない期間(同規則施行前に国家公務員法第108条の6第1項ただし書の許可を得て登録された職員団体の役員として専ら従事した期間及び旧規則第29条第1項ただし書の規定により理事長の許可を受けて労働組合の役員として専ら従事することにより現実に職務をとることを要しない期間を含む。次条において「職員就業規則第30条第1項ただし書の規定による専従休職の期間」という。)、同規則第80条第1項の規定による自己啓発等休業(同規則施行前に国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号)第3条第1項の規定に基づき取得した自己啓発等休業及び旧規則第70条第1項の規定による自己啓発等休業を含む。次条において「職員就業規則第80条第1項の規定による自己啓発等休業」という。)のうち自己啓発等休業の期間中の大学等における修学又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に資するものと認められることその他の国家公務員退職手当法施行令第6条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める要件に該当したもの若しくは機構の能率的な運営に特に資するものとして理事長が認めたもの以外のものにより現実に職務をとることを要しない期間又は規則第81条第1項の規定による配偶者同行休業(同規則施行前に国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成25年法律第78号)第3条第1項の規定に基づき取得

した配偶者同行休業及び旧規則第70条の2第1項の規定による配偶者同行休業を含む。)により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等(次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。) 当該休職月等

二 職員就業規則第75条第1項の規定による育児休業(同規則施行前に国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号。以下「国家公務員育児休業法」という。)第3条第1項の規定に基づき取得した育児休業又は一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成22年法律第53号)附則第7条の規定による改正前の国家公務員育児休業法附則第2条の規定により育児休業の承認とみなされる育児休業の許可に係る育児休業及び旧規則第66条第1項の規定による育児休業を含む。次条において「職員就業規則第75条第1項の規定による育児休業」という。)により現実に職務をとることを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日に属する月までの期間に限る。)又は同規則第76条の規定による育児短時間勤務(同規則施行前に国家公務員育児休業法第12条第1項の規定に基づき取得した育児短時間勤務及び旧規則第67条の規定による育児短時間休業の期間を含む。次条において「職員就業規則第76条の規定による育児短時間勤務」という。)により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

三 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等(前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。) 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

2 次表に掲げる退職事由により退職した者に対する退職手当の調整額は、前項の規定により算出した額に次表に掲げる退職事由及び勤続期間に応じた割合を乗じて得た額とする。

退職事由	勤続期間	割合
自己都合退職、懲戒解雇等(第17条第1項各号に掲げる処分又は解雇をいう。)及び勤務成績不良等解雇	9年以下	零
	10年以上 24年以下	2分の1
上記以外	零	零
	1年以上 4年以下	2分の1

3 退職した者の基礎在職期間に第7条第2項第2号から第5号までに掲げる期間(以下

「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における第1項の規定の適用については、その者は、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

- 一 国家公務員に係る特定基礎在職期間 当該国家公務員の在職期間における俸給を別表第2の調整額適用一覧表(2. 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分及び3. 平成18年4月1日以降の基礎在職期間における職員の区分)による職員の区分の職務に従事する職員
 - 二 国立研究開発法人国立国際医療研究センター(以下「センター」という。)に係る特定基礎在職期間 当該センターの在職期間における基本給又は基本年俸を別表第2の調整額適用一覧表(4. 平成22年4月1日から令和3年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分及び5. 令和3年4月1日から令和7年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分)による職員の区分の職務に従事する職員
 - 三 職務に係る給与の取扱いが機構、国家公務員又はセンターと同様とみなすとして理事長が別に定める法人に係る特定基礎在職期間 当該法人の在職期間に係る基本給表その他の給与に相当する給与を別表第2の調整額等適用一覧表に掲げる機構の職員、国家公務員又はセンターの職員とみなして適用する職務に従事する職員
 - 四 職員としての引き続いた在職期間(その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。)に連続する特定基礎在職期間(前3号に掲げる期間を除く。) 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員
 - 五 前4号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員(当該従事していた職務が理事長の定めるものであったときは、理事長の定める職務に従事する職員)
- 4 前項に規定する特定基礎在職期間において第1項に規定する休職月等に相当する期間がある場合には、当該期間について同項に準じて取扱うものとする。

(勤続期間の計算)

- 第10条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。
- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
 - 3 在職期間のうちに次の各号に掲げる期間があるときは、その月数(当該期間が月の初めから終わりまで引き続く月に限る。)についてそれぞれ各号に定める割合に相当する月数を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。
 - 一 就業規則第114条の規定による休職の期間 2分の1に相当する月数
 - 二 就業規則第126条の規定による停職の期間 2分の1に相当する月数
 - 三 就業規則第75条の規定による育児休業の期間 2分の1(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間(平成4年4月1日以降のものに限る。))につ

いては、3分の1)に相当する月数

四 就業規則第76条の規定による育児短時間勤務を取得した期間 3分の1に相当する月数

五 就業規則第80条第1項の規定による自己啓発等休業の期間 2分の2(自己啓発等休業の期間中の大学等における修学又は国際貢献活動の内容が機構の能率的な運営に特に資するものとして理事長が認めたものについては、2分の1)に相当する月数

六 就業規則第81条第1項の規定による配偶者同行休業の期間 2分の2に相当する月数

七 就業規則第30条第1項ただし書の規定による専従休職の期間 2分の2に相当する月数

4 第1項から前項までの規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第6条第1項第2号、第3号及び第7号から第9号までの規定に該当する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。

5 前項の規定は、第6条第2項の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(国等の職員として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例)

第11条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて次の各号に掲げる機関(以下「国等の機関」という。)(退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該機関に使用される者又は役員となった場合に、職員としての勤続期間を当該機関に使用される者又は役員としての勤続期間に通算することと定めている機関に限る。以下「国等」という。)に使用される者又は役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国等の職員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き国等の職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

一 国

二 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人

三 地方公共団体

四 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人

五 前号に掲げる特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人

六 国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等

2 国等の職員が、国等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。こ

の場合の退職手当の額について、予め国等との協定により当該退職した日に国等に復帰し、国等の職員として退職したと仮定した場合の国等の職員としての在職期間を職員の在職期間とみなして計算した退職手当の額に相当する額とすることができる。

- 3 前2項の場合における国等の職員としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。

（役員就任時の退職手当）

第12条 職員が国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号。以下「機構法」という。）第7条に規定する役員（非常勤である者を除く。以下「役員」という。）となるために退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、職員が希望する場合を除きこの規程の規定による退職手当は支給しない。

（役員から引き続いて職員となった者の在職期間）

第13条 職員のうち、役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員として在職した後引き続いて再び職員となった者の在職期間については、先の職員としての在職期間と後の職員としての在職期間（第10条及び第11条の規定により職員の在職期間に通算し又は職員の在職期間とみなす期間を含む。）を第10条第1項の規定による職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、退職手当の支給を受けている場合を除く。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第14条 理事長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

- 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第8条第1項第2号に規定する年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- 二 組織の改廃又は勤務部署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は勤務部署に属する職員を対象として行う募集

2 理事長は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、同項各号の別、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であって理事長が定めるものを記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3 次に掲げる者以外の職員は、理事長が定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第8項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

- 一 任期を定めて採用される職員
- 二 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
- 三 職員就業規則第123条の規定による懲戒処分（管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分で理事長が定めるものを除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

- 4 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、理事長は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 5 理事長は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、理事長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
 - 一 応募が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合
 - 二 応募者が応募をした後職員就業規則第123条の規定による懲戒処分（第3項第3号の理事長が定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - 三 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - 四 応募者を引き続き職務に従事させることが業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 6 理事長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、理事長が定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 7 理事長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、理事長が定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
 - 一 第17条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 二 第23条の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
 - 三 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。
 - 四 職員就業規則第123条の規定による懲戒処分（懲戒解雇の処分及び第3項第3号の理事長が定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
 - 五 第3項の規定により応募を取り下げたとき。
- 9 理事長は、毎年度、募集実施要項（第5項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。）及び認定を受けた応募者の数を公表するものとする。

第3章 特別の退職手当

(諭旨退職の退職手当)

第15条 職員就業規則第125条第1項の規定による辞職願の提出の勧告に応じた場合におけるこの規程の規定による退職手当の支給額は、第6条第1項第1号に基づく支給額の3分の2以内の額とする。

2 職員就業規則第125条第1項の規定による辞職願の提出を勧告し、これに応じず同条第2項の規定により懲戒解雇となった場合におけるこの規程の規定による退職手当の支給額は、第6条第1項第1号に基づく支給額の3分の1以内の額とする。

3 第1項の規定は、退職した後にその者の在職期間中の行為に関し諭旨退職相当との決定がなされた場合に準用する。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第16条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与又はこれらに相当する給与は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

第4章 退職手当の支給制限等

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等（一般の退職手当及び第16条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒解雇等処分（職員就業規則第123条の規定による懲戒解雇及び諭旨退職の処分をいう。以下同じ。）を受けて退職をした者

二 職員就業規則第108条の規定に基づき解雇（同条第1号に該当する場合を除く。）された者

2 前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面（別紙様式1）により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第18条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は機構がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが機構に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 機構が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、機構に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った後に、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は

行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を行った後に、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った後に、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する機構法附則第8条第4項又は第18条第2項の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に機構法附則第8条第4項又は第18条第2項の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する（別紙様式2）。

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第19条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

- 二 当該退職をした者について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第17条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する（別紙様式1）。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

- 第20条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ機構法附則第8条第4項又は第18条第2項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第22条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第22条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
- 一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
- 二 当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が機構法附則第8条第4項又は第18条第2項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、前項の規定による返納の

処分は行わない。

- 3 第1項第2号に該当するときにおける同項の規定による返納の処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 6 第17条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する（別紙様式3）。

（遺族の退職手当の返納）

- 第21条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
- 2 第17条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する（別紙様式3）。
 - 3 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

- 第22条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第20条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第5項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第20条第5項又は前条第3項において準用する行政手続法第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第20条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第4項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第18条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとはならない。
- 6 第17条第2項並びに第20条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する（別紙様式4、別紙様式5）。
- 7 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する第20条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

第5章 雑則

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第23条 職員が退職した場合(第17条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が第11条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国等の職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国等の職員となった場合においては、理事長が特に必要と認める場合を除き、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

(規程の実施)

第24条 この規程に定めるもののほか、職員の退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(調整規定)

第2条 令和7年5月31日までににおける第18条第1項第1号、第18条第5項第2号、第19条第1項第1号、第20条第1項第1号及び第22条第4項の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。令和7年6月1日以後における令和7年5月31日以前にした行為に対する同条の適用についても同様とする。

(国の支給割合との調整)

第3条 第6条第1項別表第1に掲げる割合及び第9条第1項別表第2に掲げる額は、これらに対する国家公務員退職手当法第3条から第5条までに規定する退職手当の基本額に係る割合及び同法第6条の4第1項各号に規定する退職手当の調整額の額に準じるものとし、同法の改正によりこの割合又は額が変更された場合には、これに応じて第4条第1項別表第1に掲げる割合又は第6条第1項別表第2に掲げる額を改正するものとする。

2 前項の規定は、経営の悪化その他の機構の運営に障害が生じた場合に理事長がこれによることができないと決定したときにはこの限りでない。

(定年年齢引き上げに係る経過措置)

第4条 当分の間、第6条第1項第4号中「定年」とあるのは、「60歳(職員就業規則附則第6条各号に掲げる者にあつては65歳)」とする。

2 当分の間、第8条第1項第2号及び第3号中「定年」とあるのは、「定年(国家公務員退職手当法附則第12項各号及び第14項各号に掲げる者以外の者並びに旧規則第96条第2項ただし書きに規定する理事長が別に定める職員以外の者にあつては60歳とし、

国家公務員退職手当法附則第12項各号に掲げる者にあつては当該各号に定める年齢とし、旧規則第96条第2項ただし書きに規定する理事長が別に定める職員にあつては当該理事長が定める年齢とし、国家公務員退職手当法附則第14項第1号に掲げる職員にあつては65歳とする。）」とする。

- 3 職員給与規程附則第19条、一般職の職員の給与に関する法律附則第8項又はこれらに準ずる給与の支給の基準による職員の基本給月額等の改定は、基本給月額等の減額改定に該当しないものとする。

(基本給表及び基本年俸表の切替に係る経過措置)

第5条 当分の間、職員給与規程附則第3条第2項の規定により附則別表第2に定める基本給表を適用された職員の切替日以降の基礎在職期間に係る第9条第1項の規定の適用については、別表第2の調整額一覧表(3.平成18年4月1日以降の基礎在職期間における職員の区分)による職員の区分の職務に従事する職員に在職していたものとみなす。

- 2 当分の間、職員給与規程附則第4条第2項の規定により国立研究開発法人国立国際医療研究センター職員給与規程(平成22年規程第14号)第19条第1項第2号に定める副所長等基本年俸表を引き続き適用された職員の基礎在職期間に係る第9条第1項の規定の適用については、別表第2の調整額一覧表(3.平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分)による職員の区分の職務に従事する職員に在職していたものとみなす。

別表第2 調整額の適用一覧表（第9条関係）

1. 令和7年4月1日以降の基礎在職期間における職員の区分

基本給表又は 基本年俸表		院長等 基本年俸表	副院長等 基本年俸表		医療職 基本給表(一)	医療職 基本給表(二)		医療職 基本給表(三)		事務職 基本給表	技能職 基本給表		教育職 基本給表		研究職 基本給表		福祉職 基本給表		療養介護職 基本給表	専門技術職 基本給表	任期付職員 基本年俸表	
区分	調整額 (円)	号俸	級	適用 範囲	号俸	級	適用 範囲	級	適用 範囲	級	級	適用 範囲	級	適用 範囲	号俸		級	適用 範囲	号俸	級	号俸	
第1号	95,400																				11号俸以上	
第2号	78,750	全号俸																			7号俸以上 10号俸以下	
第3号	70,400		2級	69号俸以上						9級			5級									
第4号	65,000		2級	一種かつ 役職加算20%				7級	一種	8級			4級	一種かつ 役職加算20%	5級	一種					6号俸	
第5号	59,550		2級	役職加算 20%						7級			4級	役職加算 20%	5級	二種					5号俸	
第6号	54,150		2級	上記以外		7級		7級	上記以外	6級			4級	上記以外	5級	三種				6級	4号俸	
第7号	43,350		1級			6級		6級		5級			3級	役職加算 15%	5級	上記以外				5級	3号俸	
						5級																
第8号	32,500					4級	四種以上	5級		4級	4級	総括的業務 を行う長	3級	上記以外	4級				4級		2号俸	
																					1号俸	
第9号	27,100				25号俸以上	4級	上記以外	4級		3級	4級	上記以外	2級		3級		3級			3級		
第10号	21,700					3級		3級		2級	3級				2級	勤続25年 以上	2級		勤続25年 以上	勤続25年 以上	2級	
						2級		2級			在職期間 360月超						2級					
第11号	0				上記以外	1級		2級	上記以外	1級	2級	上記以外	1級		2級	上記以外	1級	上記以外	上記以外	1級		
								1級			1級				1級							

注) 基本給表又は基本年俸表とは、国立健康危機管理研究機構職員給与規程（令和7年規程第19号。以下「職員給与規程」という。）に規定する基本給表又は基本年俸表をいう。

注) 「適用範囲」欄における「一種」「二種」「三種」「四種」「五種」とは、職員給与規程における役職手当の支給区分をいう。

注) 「適用範囲」欄における「役職加算」とは、職員給与規程における業績手当等の役職加算割合をいう。

2. 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分

俸給表		指定職俸給表	医療職俸給表(一)		医療職俸給表(二)		医療職俸給表(三)		行政職俸給表(一)		行政職俸給(二)		教育職俸給表(一)			研究職俸給表		福祉職俸給表		任期付研究員俸給表 (第1号任期付研究員)	任期付研究員俸給表 (第2号任期付研究員)	任期付研究員俸給表 (特定任期付職員)
区分	調整額 (円)	号俸	級	適用 範囲	級	適用 範囲	級	適用 範囲	適用 範囲	級	適用 範囲	級	級	適用 範囲	級	適用 範囲	級	適用 範囲	号俸	号俸	号俸	
第1号	95,400	9号俸以上																	6号俸以上（指定職 9号俸相当額以上）		7号俸以上（指定職 9号俸相当額以上）	
第2号	78,750	4号俸以上 8号俸以下																	6号俸以上（指定職 9号俸相当額未満）		7号俸以上（指定職 9号俸相当額未満）	
第3号	70,400	3号俸以下																				
第4号	65,000		4級	一種かつ 役職加算20%					11級			5級	4級	一種かつ 役職加算20%	5級	一種			5号俸		6号俸	
第5号	59,550		4級	役職加算 20%					10級			5級	4級	役職加算 20%	5級	二種					5号俸	
第6号	54,150		4級	上記以外	8級		7級		9級			5級	4級	上記以外	5級	三種	6級		4号俸		4号俸	
第7号	43,350		3級		7級		6級		8級			4級	3級	役職加算 15%	5級	上記以外	5級		3号俸		3号俸	
第8号	32,500		2級	五種以上	5級	四種以上	5級		7級	6級	総括的業務 を行う長	4級	3級	上記以外	4級		4級	四種以上	2号俸		2号俸	
																					1号俸	
第9号	27,100		2級	上記以外	5級	上記以外	4級		6級	6級	上記以外	3級	2級		3級		4級	上記以外	1号俸			
第10号	21,700				4級		3級		5級	5級							3級			全号俸		
					3級	2級	在級期間 360月超	4級	在級期間 120月超	2級												
								3級														
第11号	0		1級		2級		2級	上記以外	3級	3級	上記以外	2級	1級		2級		1級					
					1級	1級	2級	2級	1級	1級												

注) 俸給表とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定する俸給表をいう。
注) 「適用範囲」欄における「一種」「二種」「三種」「四種」「五種」とは、給与法における俸給の特別調整額の区分をいう。
注) 「適用範囲」欄における「役職加算」とは、給与法における期末手当等の役職加算割合をいう。
注) 教育職俸給表は平成16年10月28日以降一部変更あり（「旧級」欄は平成8年4月1日～平成16年10月27日までの間に適用されていた俸給表）

3. 平成18年4月1日以降の基礎在職期間における職員の区分

俸給表		指定職俸給表	医療職俸給表(一)		医療職俸給表(二)		医療職俸給表(三)		行政職俸給表(一)		行政職俸給(二)		教育職俸給表(一)		研究職俸給表		福祉職俸給表		任期付研究員俸給表 (第1号任期付研究員)	任期付研究員俸給表 (第2号任期付研究員)	任期付研究員俸給表 (特定任期付職員)
区分	調整額 (円)	号俸	級	適用 範囲	級	適用 範囲	級	適用 範囲	級	適用 範囲	級	適用 範囲	級	適用 範囲	級	適用 範囲	級	適用 範囲	号俸	号俸	号俸
第1号	95,400	6号俸以上																	6号俸以上（指定職 6号俸相当額以上）		7号俸以上（指定職 6号俸相当額以上）
第2号	78,750	5号俸以下																	6号俸以上（指定職 6号俸相当額未満）		7号俸以上（指定職 6号俸相当額未満）
第3号	70,400		5級						10級					5級		6級					
第4号	65,000		4級	一種かつ 役職加算20%					9級					4級	一種かつ 役職加算20%	5級	一種			5号俸	6号俸
第5号	59,550		4級	役職加算 20%					8級					4級	役職加算 20%	5級	二種				5号俸
第6号	54,150		4級	上記以外	8級		7級		7級					4級	上記以外	5級	三種	6級		4号俸	4号俸
第7号	43,350		3級		7級		6級		6級				3級	役職加算 15%	5級	上記以外	5級		3号俸		3号俸
					6級																
第8号	32,500		2級	五種以上	5級	四種以上	5級		5級	総括的業務 を行う長	3級	上記以外	4級		4級	四種以上	2号俸		2号俸		
																			1号俸		
第9号	27,100		2級	上記以外	5級	上記以外	4級		4級		5級	上記以外	2級		3級		4級	上記以外	1号俸		
第10号	21,700				4級		3級		3級		4級						3級		全号俸		
					3級		2級	在級期間 360月超			3級	在級期間 120月超					2級				
第11号	0		1級		2級		2級	上記以外	2級		3級	上記以外	1級		2級		1級				
					1級		1級		1級		2級				1級						
											1級										

注) 俸給表とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定する俸給表をいう。
注) 「適用範囲」欄における「一種」「二種」「三種」「四種」「五種」とは、給与法における俸給の特別調整額の区分をいう。
注) 「適用範囲」欄における「役職加算」とは、給与法における期末手当等の役職加算割合をいう。

4. 平成22年4月1日から令和3年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分

基本給表又は 基本年俸表		院長等 基本年俸表	副院長等 基本年俸表		副所長等 基本年俸表		医療職 基本給表(一)	医療職 基本給表(二)		医療職 基本給表(三)		事務職 基本給表	技能職 基本給表		教育職 基本給表		研究職 基本給表	福祉職 基本給表		療養介護職 基本給表	専門技術職 基本給表	医師事務作業 補助者基本給表	任期付職員 基本年俸表	
区分	調整額 (円)	号俸	級	適用 範囲	級	適用 範囲	号俸	級	適用 範囲	級	適用 範囲	級	級	適用 範囲	級	適用 範囲	号俸	級	適用 範囲	号俸	級	職務区分	号俸	
第1号	95,400																						11号俸以上	
第2号	78,750	全号俸																					7号俸以上 10号俸以下	
第3号	70,400		2級	69号俸以上	3級							9級			5級									
第4号	65,000		2級	一種かつ 役職加算20%	2級	一種				7級	一種	8級			4級	一種かつ 役職加算20%							6号俸	
第5号	59,550		2級	役職加算 20%	2級	二種						7級			4級	役職加算 20%							5号俸	
第6号	54,150		2級	上記以外	2級	三種		7級		7級	上記以外	6級			4級	上記以外					6級		4号俸	
第7号	43,350		1級		2級	上記以外		6級		6級		5級			3級	役職加算 15%					5級		3号俸	
第8号	32,500				1級	17号俸以上		4級	四種以上	5級		4級	4級	総括的業務 を行う長	3級	上記以外					4級		2号俸	
								5級									1号俸							
第9号	27,100				1級	上記以外	25号俸以上	4級	上記以外	4級		3級	4級	上記以外	2級			3級			3級			
第10号	21,700							3級		3級		2級	3級				勤続25年 以上	2級		勤続25年 以上	勤続25年 以上	2級		
								2級	2級	在職期間 360月超	2級		在級期間 120月超	1級										
第11号	0						上記以外	1級		2級	上記以外	1級	2級	上記以外	1級		上記以外	1級	上記以外	上記以外	1級	チーフクラス		
	1級																							

注) 基本給表又は基本年俸表とは、国立研究開発法人国立国際医療研究センター職員給与規程（平成22年規程第13号。以下「職員給与規程」という。）に規定する基本給表又は基本年俸表をいう。

注) 「適用範囲」欄における「一種」「二種」「三種」「四種」「五種」とは、職員給与規程における役職手当の支給区分をいう。

注) 「適用範囲」欄における「役職加算」とは、職員給与規程における業績手当等の役職加算割合をいう。

5. 令和3年4月1日から令和7年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分

基本給表又は 基本年俸表		院長等 基本年俸表	副院長等 基本年俸表		副所長等 基本年俸表		医療職 基本給表(一)	医療職 基本給表(二)		医療職 基本給表(三)		事務職 基本給表	技能職 基本給表		教育職 基本給表		研究職 基本給表	福祉職 基本給表		療養介護職 基本給表	専門技術職 基本給表	医師事務作業 補助者基本給表	任期付職員 基本年俸表		
区分	調整額 (円)	号俸	級	適用 範囲	級	適用 範囲	号俸	級	適用 範囲	級	適用 範囲	級	級	適用 範囲	級	適用 範囲	号俸	級	適用 範囲	号俸	級	職務区分	号俸		
第1号	95,400																						17号俸以上		
第2号	78,750	全号俸																					10号俸以上 16号俸以下		
第3号	70,400		2級	69号俸以上	3級							9級			5級										
第4号	65,000		2級	一種かつ 役職加算20%	2級	一種				7級	一種	8級			4級	一種かつ 役職加算20%							9号俸		
第5号	59,550		2級	役職加算 20%	2級	二種						7級			4級	役職加算 20%							6号俸以上 8号俸以下		
第6号	54,150		2級	上記以外	2級	三種		7級		7級	上記以外	6級			4級	上記以外					6級		5号俸		
																							4号俸		
第7号	43,350		1級		2級	上記以外		6級		6級		5級			3級	役職加算 15%					5級		3号俸		
								5級																	
第8号	32,500				1級	17号俸以上		4級	四種以上	5級		4級	4級	総括的業務 を行う長	3級	上記以外					4級		2号俸		
																							1号俸		
第9号	27,100				1級	上記以外	25号俸以上	4級	上記以外	4級		3級	4級	上記以外	2級			3級			3級				
第10号	21,700							3級		3級		2級	3級				勤続25年 以上	2級		勤続25年 以上	勤続25年 以上	2級			
								2級		2級			在職期間 360月超					2級							在級期間 120月超
第11号	0						上記以外	1級		2級	上記以外	1級	2級	上記以外	1級		上記以外	1級	上記以外	上記以外	上記以外	1級	チーフクラス		
										1級			1級										一般クラス		

注) 基本給表又は基本年俸表とは、国立研究開発法人国立国際医療研究センター職員給与規程（平成22年規程第13号。以下「職員給与規程」という。）に規定する基本給表又は基本年俸表をいう。

注) 「適用範囲」欄における「一種」「二種」「三種」「四種」「五種」とは、職員給与規程における役職手当の支給区分をいう。

注) 「適用範囲」欄における「役職加算」とは、職員給与規程における業績手当等の役職加算割合をいう。

退職手当支給制限処分書

年 月 日

殿

国立健康危機管理研究機構理事長 ○○ ○○ 印

国立健康危機管理研究機構職員退職手当規程（第 17 条第 1 項/第 19 条第 1 項/第 19 条第 2 項）の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての不服申立ては、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に理事長に対してすることができる。

記

金

円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

以上

別紙様式 1（裏面）

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の基本給月額) 円 (職 級 号俸)
(支給制限処分の理由又は懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	
(国立健康危機管理研究機構職員退職手当規程第 17 条第 2 項、第 19 条第 1 項又は同条第 2 項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	

備考 1 勤続期間とは、退職手当規程第 10 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別紙様式 2（第 18 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項関係）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

国立健康危機管理研究機構理事長 ○○ ○○ 印

国立健康危機管理研究機構職員退職手当規程（第 18 条第 1 項/第 18 条第 2 項/第 18 条第 3 項）の規定により、一般の退職手当等の額の支払いを差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に理事長に対してすることができる。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日)	年 月 日	

別紙様式2 (裏面)

[illegible]

備考1 勤続期間とは、退職手当規程第10条第1項に規定する勤続期間をいう。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

退職手当返能命令書

年 月 日

殿

国立健康危機管理研究機構理事長 ○○ ○○ 印

国立健康危機管理研究機構職員退職手当規程（第 20 条第 1 項/第 21 条第 1 項）の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に理事長に対してすることができる。

記

金

円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（退職手当規程 第 20 条第 1 項/第 21 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当額）	円

以上

別紙様式 3（裏面）

(退職をした者の氏名)
(返納命令の理由又は懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)
(国立健康危機管理研究機構職員退職手当規程第 20 条第 1 項又は第 21 条第 1 項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

備考 1 不要の文字は、抹消すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること

別紙様式 4（第 2 2 条第 1 項関係）

国立健康危機管理研究機構職員退職手当規程第 2 2 条第 1 項に規定する懲戒解雇等
を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

殿

国立健康危機管理研究機構理事長 ○○ ○○ 印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その
者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇
等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、国立健康危機管理研究
機構職員退職手当規程第 2 2 条第 1 項の規定により通知する。

この通知が到達した日の翌日から起算して 6 か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記
の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続い
た在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般
の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退
職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことがある。

記

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)

以上

別紙様式 4（裏面）

(既に支払われた一般の退職手当等の額)
(国立健康危機管理研究機構職員退職手当規程第 2 2 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当額)
(懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

殿

国立健康危機管理研究機構理事長 ○○ ○○ 印

国立健康危機管理研究機構職員退職手当規程（第 2 2 条第 1 項/第 2 2 条第 2 項/第 2 2 条第 3 項/第 2 2 条第 4 項/第 2 2 条第 5 項）の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、この処分書をうけた日の翌日から起算して 6 0 日以内に理事長に対してすることができる。

記

金

円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
国立健康危機管理研究機構職員退職手当規程（第 2 2 条第 1 項/第 2 2 条第 2 項/第 2 2 条第 3 項/第 2 2 条第 4 項/第 2 2 条第 5 項）の規定により控除される失業者退職手当額	円

以上

別紙様式 5（裏面）

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由又は納付命令の理由)
(国立健康危機管理研究機構職員退職手当規程第 22 条第 6 項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

備考 1 不要の文字は、抹消すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。